

## 入札執行公告

下記の飲料用自動販売機設置に係る行政財産の貸付について、制限付一般競争入札を行うので、清水町財務規則（昭和63年規則第1号。以下「規則」という。）第122条の規定に基づき公告する。

平成29年11月30日

清水町長 山本博保

記

1 入札執行者 清水町長 山本博保

2 入札に附する事項

- (1) 入札番号 一般第5号
- (2) 件名 平成29年度 清水町飲料用自動販売機設置場所貸付
- (3) 貸付場所 静岡県駿東郡清水町堂庭210番地の1 清水町役場本館1階
- (4) 貸付面積 1.4㎡（幅1,750mm×奥行800mm）
- (5) 貸付期間 平成30年2月1日から平成33年1月31日（3年間、更新なし）

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

清水町における物品調達等入札参加資格に係る認定を受けている者又は本件のみに認める物品調達等入札参加資格申請資料を提出し入札参加資格が認められる者で、次に掲げる条件を全て満たしていることについて確認を受けたものであること。

- (1) 法人の場合は、清水町内及び近隣市町（沼津市、三島市、裾野市、長泉町及び函南町）に本店、支店又は営業所を有し、個人の場合は、清水町内に居住し、業を営んでいること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 飲料用自動販売機（以下「自動販売機」という。）の設置（自ら管理し、及び運営するものに限る。）について、平成23年度以降に国、静岡県又は静岡県内の地方公共団体の庁舎、施設等に自動販売機の設置実績を有していること。
- (4) 国、県及び町税を滞納していないこと。

(5) 次のいずれにも該当しないこと。

- ア 清水町暴力団排除条例（平成24年条例第16号）第2条第2項に規定する暴力団員等及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びに法人その他の団体の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等及び暴力団員等と密接な関係を有する者であると認められる場合
- イ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分を受け、若しくは過去に受けたことがある団体及びその代表者、主宰者又はその構成員
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）
- エ 入札参加資格申請書を清水町が指定する期日までに提出しなかった者

#### 4 清水町物品調達等入札参加資格審査申請書

##### (1) 申請方法

- ア 提出方法 郵送又は持参とする。
- イ 受付期間 平成29年12月1日（金） 午前10時から  
平成29年12月20日（水） 午後1時まで  
（土、日曜日及び祝日を除く。なお、郵送による提出の場合は、受付期間終了日前日の消印まで有効とする。）
- ウ 提出先 〒411-8650  
郵送先 静岡県駿東郡清水町堂庭210番地の1  
清水町役場 総務課 管財係 宛て
- エ 郵送方法 封筒の表面左下に朱書きで「資格審査申請書類在中」と明記し82円切手を貼付した返信用封筒に返信先の住所、申請者（法人）名等を記載したもの同封すること。
- オ 資格期間 本件のみの参加資格とする。

##### (2) 申請様式及び資料

- ア 申請書様式については、清水町ホームページに掲載されている入札資格審査

- 申請関係から平成29・30年度清水町物品調達等の様式により提出すること。
- イ 申請資料については、提出書類一覧を確認し、必要な資料を提出すること。
  - ウ 申請に必要な証明書等については、発行後3か月以内のものとする。

## 5 入札参加資格確認申請書の配布

### (1) 配布期間

入札参加資格申請書 平成29年11月30日(木)から平成29年12月25日(月)まで

### (2) 配布場所 清水町ホームページからダウンロード

## 6 入札参加資格の申請

- (1) 本入札の希望参加者は、次により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）を作成の上、提出しなければならない。

ア 申込期間 平成29年12月1日（金）午前10時から

平成29年12月25日（月）午後1時まで

（土、日曜日及び祝日を除く。なお、郵送による提出の場合は、受付期間終了日前日の消印まで有効とする。）

イ 申込先 清水町役場本館3階 総務課管財係

ウ 申込方法 郵送又は持参とする。

- (2) 申請書は、別記様式第1号により作成すること。

- (3) 資料は、次により作成すること。なお、イの自動販売機の設置実績は、平成23年度以降に自動販売機の設置が完了しているものに限り記載すること。

ア 清水町物品調達等入札参加資格の認定を受けていることを証する書面として、「平成29・30年度清水町入札参加資格申請書受付票（物品調達等）」の写しを添付すること。

イ 自動販売機の設置実績は、別記様式第2号により作成すること。

ウ 上記6(3)イの自動販売機の設置実績として記載した内容に係る契約書の写し等の証するものを提出すること。

- (4) その他

ア 申請書及び資料の作成並びに申込みに係る費用は、提出者の負担とする。

イ 入札執行者は、提出された申請書及び資料を入札参加資格の確認以外に提

出者に無断で使用しない。

ウ 提出期限後における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

エ 提出された申請書及び資料は、返却しない。

オ 提出された申請書及び資料は、公表しない。

カ 申請書及び資料に用いる言語は日本語とする。

## 7 入札参加資格の確認

(1) 入札参加資格の確認結果は、平成30年1月10日（水）に郵送にて通知する。

(2) 入札参加資格がないと認められた者は、次に掲げるところによりその理由の説明を求めることができる。

ア 請求期限 平成30年1月15日（月）午後4時まで

イ 請求方法 清水町役場本館3階 総務課管財係に書面で請求すること。

ウ 回答日 平成30年1月16日（火）に書面にて回答する。

## 8 設計図書等に係る質疑回答

(1) 質疑期間 平成30年1月5日（金）まで

(2) 質疑方法 持参、郵送又はFAXにより行うこと。ただし、郵送、FAXにより質問を行う場合は、電話でその旨を連絡すること。

(3) 回答日 平成30年1月15日（月）

(4) 回答方法 FAXにて行う。

## 9 入札方法等

(1) 入札書提出・開札日時 平成30年1月18日（木）午前10時

(2) 入札書記載金額 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 開札場所 清水町役場 本館3階大会議室

(4) 入札方法

ア 入札書（別記様式第4号）により作成し、封印の上、表面に「入札番号、

何々件名入札書在中」と明記し、裏面に入札者の住所及び氏名を記載して公告に示した日時及び場所において提出しなければならない。

イ 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

ウ 入札書の提出については、郵送を認めない。

エ 入札者が1者であっても、入札の執行を行う。

(5) 入札回数 2回

## 10 落札者の決定方法

清水町が事前に定めた最低貸付料（月額、非公開）以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最高の価格を入札した者を落札者とする。

## 11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 免除

## 12 契約書の作成

契約の締結に当たっては、契約書を作成しなければならない。

## 13 その他

(1) 入札参加者は、入札執行公告及び入札心得書を熟読し、入札執行公告に記載の無いものについては、入札心得書を遵守すること。

(2) 契約書案及び入札心得書は、次の機関で縦覧するものとする。

静岡県駿東郡清水町堂庭210番地の1 清水町役場本館3階 総務課管財係

(3) 契約手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止を行うことがある。

(5) その他詳細不明の点については、静岡県清水町総務課管財係（電話番号055-981-8237）に照会すること。